

令和6年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和7年4月現在
調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社
単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 ^{※1}	令和6年4月11日	0.13
千歳 ^{※1}	令和6年12月5日	1.5
墨田 ^{※1}	令和6年8月2日	0.15
新江東 ^{※1}	令和6年6月26日	0.15
港 ^{※1}	令和6年4月18日	0.27
豊島 ^{※1}	令和6年4月26日	0.34
渋谷 ^{※1※2}	-	-
中央 ^{※1}	令和6年4月2日	0.26
板橋	令和6年6月21日	0.091
多摩川	令和6年4月4日	0.66
足立	令和6年7月9日	0.36
品川	令和6年5月1日	0.15
葛飾	令和6年8月21日	0.46
世田谷	令和6年7月29日	1.6
大田(新)	令和6年8月29日	0.72
大田第一 ^{※1}	令和6年4月17日	1.2
練馬	令和6年6月11日	0.14
杉並	令和6年5月7日	0.073
光が丘	令和6年5月21日	0.46
目黒	令和6年11月11日	0.16
中防灰溶融施設	令和6年6月27日	0.19

(注1)飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g
ただし、※1は既施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。
(注2)ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位
(注3)※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。